

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社トレミール（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、木更津市内で別紙に定める自然災害その他の事象が発生した際の通信機器等に係るレンタル機材の提供（以下「レンタル機材の提供」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、自然災害その他の事象が発生した際、乙に対し乙の保有する衛星携帯電話、スマートフォンその他のレンタル通信機器セット（以下「DIPBOX」という。）の提供を要請することができるものとする。乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 提供するレンタル機材の内容は別紙で通知するものとし、機材に変更があった場合は、別紙を適宜更新する。

（支援要請の手続）

第3条 甲は、前条第1項の要請を行う場合、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（保有機材の運搬及び引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供するレンタル機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

2 前項のレンタル機材の引渡しは、乙がレンタル機材を第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合は、あらかじめ甲乙間にて確認した身分証等の提示をもってこれに代える。なお、当該甲の職員又は甲の指定する者によるレンタル機材の確認及び受領をもって、当該引渡しの完了とする。

3 前項のレンタル機材確認時に、提供された機材の欠品又は初期不良等が判明した場合は、乙の責任において機材の交換・補充等を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 レンタル機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、自然災害発生時直前における市場価格や過去の取引実績を基準とし、適切かつ合理的な範囲内で甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲及び乙は、甲がレンタル機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は乙からの請求書を受理した後、遅滞なく乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。なお、訓練で使用する機材については、乙が甲に対して有償で提供するものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙の営業拠点が被災した場合又は乙の営業状況（在庫不足を含む）により提供が困難な場合は、甲乙協議の上、履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

2 甲は、輸送網及び道路の被害並びに交通網の状況により、遅延又はサービスの提供ができない場合があることを了承するものとする。

(免責事項)

第10条 乙は、レンタル機材の提供に関連して発生したいかなる損害・逸失利益について一切の責任を負わないものとし、甲は自己の責任においてこれを利用するものとする。ただし、第5条第3項に定める事項についてはこの限りではない。

2 甲は、レンタル機材の提供は、場所・通信環境・ネットワークの混雑状況、物流の混乱及び麻痺等の影響を受けるものであり、正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、事態の解決改善又はその他の保証（明示的又は黙示的を問わない。）を保証するものではないことを了承するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月28日

甲 住所 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 住所 東京都港区赤坂四丁目2番19号

氏名 株式会社トレミール
代表取締役 茶 谷 幸 司